



かすみがうら市
KASUMIGAURA

議会だより

No. 35

目次 CONTENTS

- P2-5 トピックス**
 - ・さくら保育所に関する請願 “全会一致”
 - ・市長等に法令遵守を求める！
 - ・地方税財源の充実確保を求める意見書
- P6-7 9月定例会提出議案**
- P8-9 議案審査特別委員会議案質疑**
- P10 委員会活動**
- P11-13 一般質問**
- P14 コラム**



議場傍聴席をリニューアル
車いす使用者席2席を設置しました

今後も利便性の向上に
努めてまいります



▲ 撮影：第2常陸野公園

を求める請願を“全会一致”で採択

が提出され、本会議において議員2名から賛成討論ののち、全会一致で採択しました。
案され、意見書についても全会一致で採択しました。
定し、10月10日に回答がありました。



意見書概要

来年3月末をもって、さくら保育所が強行的に閉所されるとの危機感から、800名以上にのぼる保護者等の署名を背景に請願書が提出された。この請願書は、子どもたちの健やかな成長を願う親としての痛切な思いであり、まさに、保護者や子どもたち、市民の心の叫びである。保護者の願いは民営化に反対するものではなく、子どもたちの心身を気づかい、優しく負担のかからない慎重な移行を求めるものであり、これは親として当然の願いである。

一方、既に保育所に入所している全ての児童には保育を受ける権利が保障されており、保護者等の合意が得られなければ、行政や議会といえども勝手に保育所を廃止することはできない。

この請願書の趣旨を熟慮し、かすみがうら市議会は、次のことを強く要望するものである。

1. 保育を受ける権利を尊重し、市長及び執行部のみで、廃止時期を決定するのではなく、現在、入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を、合意決定すること。
2. 新設される民間の保育所については、応募する保護者の不安を解消する観点から、詳細な説明を丁寧に行い、説明責任を果たすこと。
3. 仮に、さくら保育所の設置管理条例を提案する場合の時期については、上記2点が合意形成された後に提案すること。

以上、意見書を提出する。

請願の処理経過及び結果について、市から次のとおり回答がありました

- 1 さくら保育所は、当面維持・継続いたしますが、廃止時期については、現在入所している保護者の合意を基本に決定いたします。
- 2 新設される民間保育所の住民説明会については、10月12日及び26日に開催を予定しております。
今後開催いたします説明会については、保護者会と調整を密にした上で実施してまいります。
- 3 さくら保育所の設置管理条例については、上記を尊重して、議会に提案してまいります。

市立さくら保育所の維持・継続



子どもの健やかな成長を願う親の思いのつまった請願書（10名の議員が紹介議員）その後、委員会発議により「市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書」が提
なお、当請願に対する処理経過及び結果について、市からの報告を求めることを決

市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

【陳情趣旨】

宮嶋市長は4月25日のさくら保育所の保護者説明会で、「民間の3業者がそろって建設されれば、さくら保育所は来年3月末に廃止する」と発言されましたが、私たち保護者と致しましては、全くもって納得のできるものではありません。

私たちは保育所の民営化に反対しているわけではありませんが、さくら保育所の民営化の話が出てから既に3年目になります。これまで、民営化に関する情報を集めることに奔走し、徐々に明らかになる事実精神的な苦痛を受ける日々を過ごしてまいりました。より良い民営化を進めてもらうために、何度も市に対し保護者の意見や要望を訴えてきましたが計画に反映されておられません。私たちは何よりも子ども達の心と体に優しく負担のかからない穏やかな移行を願っています。しかし、民間が建設するという保育園は9月～10月着工で、見学も出来なければ完成する保証もなく、引継ぎなど今後のスケジュールについても提示されておられません。

新しい保育園の詳細な情報も未だ明らかになっていない状況で11月に入所希望の選択を迫られることは利用者にとっては大変困難です。まして子ども達にとって、環境も先生も保育方針もすべて変わってしまうことは大きな精神的負担になるであろうということは容易に想像ができ、大変心配しております。経済的合理性という観点のみでこの民営化計画が進められるのであれば、私たちは子どもの保護者として前向きに対処することはできません。

このようなことを踏まえ、新しい民間の保育園が地域に定着するまで、公立であるさくら保育所を維持・継続していただきたいと考え、ここに請願致します。

【賛成討論抜粋】

市長がまったく聞く耳を持っていないため、議会に請願という方法を取らざるをえなかったと真剣に訴えている。「市民目線」とのギャップが激しいのではないかと。あまりに市長の専行が過ぎると思う。

市長の子どもたちや保護者を置き去りにする姿勢にびっくりするだけです。

長年、歴史を積み重ねてきたさくら保育所への思い、子供たちを大切に思って行動する保護者の思い、このような熱意のある人達がたくさんいることは、かすみがうら市の誇りではないのですか。

※紹介議員については、豆辞典を参照願います。

法令遵守を求める決議 “全会一致”で可決

～敬老祝金の給付を勧告～

（条例に従って予算を執行することは市長の責務であるとして、議員発議により決議が提出され、全会一致で可決されました。）

宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議

日本は法治国家であるからこそ“法令遵守”を実現するためには、市長・副市長のみならず、市職員が一丸となって“法令遵守”を守らせる社会や環境をいかに構築するかということが求められているのです。さもないと“法令遵守”は、砂上の楼閣である。

だからこそ、市長は、誰よりも率先して条例を守る義務があり、そして、市長は、条例に従って予算を執行することが責務となっているのです。

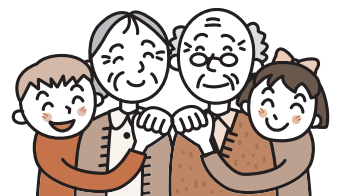
9月17日の議案審査特別委員会において『敬老祝品としてギフト券を配布したこと』を初めて知らされ、議員全員は、あ然といたしました。何故ならば、議案第65号の「かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例」の提案がなされる前に、条例をないがしろにし、すでに、祝金ではなくギフト券として執行していたからです。

この行為は、“明白な法令遵守違反”であり、かつ、議会軽視でもあります。

市長は、これまで何回となく、議会に敬老祝い金の削減を提案してまいりましたが、「長年にわたり社会に貢献された方々に対して、敬愛の精神と高齢者自らの生活意欲の向上」を目的とした事業であり、「この敬老の精神が、相手を重んじる行動を育てる」との観点から、議会は、これを否決し、平成25年第1回定例会においても、これを否決したばかりであります。

よって、“法令遵守”の点から、更には、この敬老の精神を具現するべく、敬老祝金の給付を強く勧告するものである。

以上、決議する。



地方税財源の充実確保に向け、 国に意見書提出！

5月22日に開催された全国市議会議長会第89回定期総会で、「地方税財源の充実確保に関する決議」が議決され、7月23日開催の地方財政委員会及び8月1日開催の国会対策委員会において、地方税財源の充実確保に向けて、政府・与党等関係各方面に対して強力に実行運動が行われており、かすみがうら市議会としても、国の関係機関に意見書を提出しました。

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
2. 地方税源の充実確保等について
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
 - (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
 - (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
 - (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
 - (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
 - (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年

第3回定例会



平成25年第3回定例会が、9月10日から9月25日までの16日間の会期で開催されました。今定例会では、一部の案件以外については『平成25年第3回定例会議案審査特別委員会』に付託をし、慎重審査を行いました。また、9月11日、12日の2日間において一般質問（後頁P11～13）を行いました。

議案等の審議結果

▼報告第7号
平成24年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書について

▼報告第8号
平成24年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

▼議案第42号
かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について

（内容は議会だよりNo.34号を参照）

▼議案第43号
かすみがうら市職員倫理条例の制定について

（内容は議会だよりNo.34号を参照）

▼議案第59号
かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

否決

本市における再生可能エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、太陽光発電設備が設置された土地に係る固定資産税の特例措置を定めるため、新たにこの条例を制定するものです。

▼議案第60号
かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼議案第61号
かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼議案第62号
かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼議案第63号
かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

可決

平成26年4月に開校する南・北統合中学校の名称候補が選定されたため、この条例を制定するものです。

議案第64号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

可決

▼議案第65号
かすみがうら市敬老祝金給付条例

例を廃止する条例の制定について

否決

行財政改革の一環として、敬老祝金の支給を廃止するため、この条例を制定するものです。

▼議案第66号
平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

可決

主な内容は、財政調整基金積立金、基幹業務システムデータ提供業務委託料等を計上するものです。

▼議案第67号
平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

可決

▼議案第68号
平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

可決

▼議案第69号
平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

可決

▼議案第70号
平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

可決

▼議案第71号
平成25年度かすみがうら市水道
事業会計補正予算（第2号）

可決

▼議案第72号
消防ポンプ自動車の取得について

可決

東消防署に配置する消防ポンプ
自動車を取得することについて
議会の議決を求めるものです。

▼議案第73号
平成24年度かすみがうら市一般会
計歳入歳出決算の認定について

継続審査

▼議案第74号
平成24年度かすみがうら市国民
健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

継続審査

▼議案第75号
平成24年度かすみがうら市後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について

継続審査

▼議案第76号
平成24年度かすみがうら市下水
道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

継続審査

▼議案第77号
平成24年度かすみがうら市農業
集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

継続審査

▼議案第78号
平成24年度かすみがうら市介護
保険特別会計歳入歳出決算の認
定について

継続審査

▼議案第79号
平成24年度かすみがうら市水道
事業会計利益の処分及び決算の
認定について

継続審査

▼議案第80号
市道路線の廃止について

可決

▼議案第81号
市道路線の認定について

可決

▼議案第82号
市道路線の認定について

可決

▼議案第83号
平成25年度かすみがうら市一般
会計補正予算（第4号）

可決

内容は、いばらきの畑地再生事
業負担金を計上するものです。

▼議案第84号
かすみがうら市敬老祝金給付条
例の一部を改正する条例の制定
について

可決

平成25年度分に係る敬老祝金
の支給期限を延長する特例を
設けるため、この条例を制定
するものです。

▼議案第85号
平成25年度かすみがうら市一般
会計補正予算（第5号）

可決

内容は、敬老祝金支給費を計
上するものです。

▼委員会発議第1号
教育予算の拡充を求める意見書

可決

▼委員会発議第1号
市立さくら保育所の維持・継続
を求める意見書

可決

（内容はP2～3を参照）

▼議員発議第3号
かすみがうら市議会傍聴規則の
一部を改正する規則の制定につ
いて

可決

▼議員発議第4号
地方税財源の充実確保を求める
意見書

可決

（内容はP5を参照）

▼議員発議第5号
宮嶋市長初め市職員の法令遵守
を強く求める決議

可決

（内容はP4を参照）

閉会中の継続審査について

決定

閉会中の所管事務調査について

決定

請願・陳情の審査結果

▼請願第2号
教育予算の拡充を求める請願

採択

▼請願第3号
T P P 交渉からの撤退を要求す
る請願

不採択

▼請願第4号
市立さくら保育所の維持・継続
を求める請願書

採択

（内容はP2～3を参照）

平成25年 第3回定例会

議案審査特別委員会における主な議案質疑

(9月17日、19日、20日開催)

議案第59号

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

Q 市長の政策的なものか。

A 太陽光発電設備促進のための、市長の政策的な条例です。

Q 政策推進のための条例とのことだが、面積としては、どのくらいメガソーラーを推進していくのか。

A 太陽光発電を何ヘクタールとか何メガとかという目標は、市としてはありません。

Q 例えば、耕作放棄地の畑を、太陽光発電をやるために提供するときは雑種地になる。その場合、課税はどの程度上がるのか。

A 税額は近隣の宅地から設定することになりますので、40倍から50倍程度上がります。

Q 法令審査委員会では、税の公平化についての議論は全くなかったのか。

A 税の公平化という意味では、課税免除や不均一課税の条例の特例期間はなるべく短い期間で定めるとのことで、今回の条例は特例期間が少し長いとの話は出ました。

Q 税の公平の観点から減免をするためには、公共性を有するものに限られるべきと考える。その上で留意する点は、税負担の均衡、能力を考慮して担税力がないと認められる者に対して限られると理解している。土地所有者には担税力がないのか伺う。

A 担税力については、あると思います。

* 担税力とは、どれだけの税金を負担する力があるか、ということを示す租税用語

議案第65号

かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について

Q 以前に否決になったときは、どのような対応をしたのか。

A 平成24年3月に、条例の一部改正案が否決となりました。そのため、6月に予算化をしまして条例どおり敬老祝金を交付いたしました。

Q 2千円頂いたと言う方がいるが、すでに支給したのか。

A 敬老祝金は支払っておりません。祝品として該当者にギフト券として2千円をお配りしたものです。

Q ギフト券はいつごろ配ったのか。

A ギフト券の配布は、市長も一部配っておりますが、敬老の日までに配るということで進めており、ほとんど配り終わった状況です。

Q 市長のブログに、「敬老祝い金支給を廃止する条例案も審議されることとなります。そしてその代替措置として、今年は些少ですが商品券を近隣市並みにお祝い品として配らせていただきます」と書いてある。今回、議会の審議結果を待たずに代替措置としてギフト券を配ることは、問題はないのか。

A ギフト券については、敬老祝記念品として予算化されておりましたので執行いたしました。

議案第66号

平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

Q 防災無線遠隔制御装置移設工事の内容と、移設に伴い防災無線が使えない期間があるのか伺う。

A 防災無線を使用しての火災発生時の放送を、9月から予定しております。火事の情報が出た時に西消防署に集まることから、東消防署に設置されている操作卓を西消防署に移設するものです。なお、移設に伴う防災無線の停止期間はありません。

Q 戸籍システム構築委託とは何か。

A 現在、戸籍システムについては、市町村と管轄の法務局でデータの正本・副本を保管しております。東日本大震災で東北3県4市町村の戸籍データが滅失したことから、法務省の指導により、東日本のデータを関西地区において、西日本のデータを北海道地区におくという指導がありました。既に法務省では構築を進めており、各市町村には、平成25年度末までの対応をお願いしたいとの内容です。

請願第4号

市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

Q さくら保育所の定員は180名だが、それに何名ぐらいの募集があるのか。

A 最終的に入所を決定するのが2月末から3月ですが、その時点でほぼ満杯となります。実際に入所している児童は、そのときの月別で変わりますが、190名から200名を下ったことはありません。待機児童は約30名弱ほど年度末の段階で毎年でております。

Q 市長のブログには、さくら保育所の閉所について「少し延期」と表現されている。これは正式な判断に基づくものとの理解もされるのではないか。

A 私の政治姿勢として、以前から開かれた市政とっております。市のトップとしての方向性を示すということは、その一環だと思っております。そういう意味でブログにいろいろ書いているわけです。

Q さくら保育所の閉所時期について、市長の考えを伺う。

A 希望は、平成26年3月31日です。しかし、十分な理解が得られないことにはいけませんし、説明責任をきちんと果たすべきと思っております。

Q 市長は、保護者の合意形成がなされてから、さくら保育所の廃止条例を議会に提案する考えか。

A 100%の合意形成はないと思います。これは大方の合意形成を見て進むのが行政の常道だと思います。

文教厚生委員会

○委員会付託案件等の審査

(9月13日開催)

付託案件

- 教育予算の拡充を求める請願 (請願第2号)

○閉会中に行われた委員会

(8月7日開催)

調査内容

- 公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項
- ・小中学校適正規模化について
- ・小中学校統合委員会の開催状況について

※総務委員会との連合審査
(10月24日開催)

調査内容

- 文教厚生委員会の所管に関する事項
- ・保育所の民設民営化について

(10月30日開催)

調査内容

- 公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項
- ・千代田地区小学校統合整備について

産業建設委員会

○委員会付託案件等の審査

(9月13日開催)

付託案件

- 市道路線の廃止について (議案第80号)
- 市道路線の認定について (議案第81号)
- 市道路線の認定について (議案第82号)
- TPP交渉からの撤退を要求する請願 (請願第3号)



▲市道認定箇所の現地調査【下佐谷地内】

一般質問

小松崎 誠 議員

Q 子どもたちを守るため通学路の死角対策を

A 保護者等の協力もいただき解消に努めます

Q 通学路で、シティーナ神立前の踏切に歩道橋があるが、そこに通じる道が狭隘で死角になっている。登下校時の子どもたちの安全を守るため、そういう死角を無くすことも大事と思うが、認識を伺う。

A 菅澤教育長 死角となるところは、たくさんあるとの認識です。保護者や地域の方のご協力をいただき、対応していきたいと思いますが、通学路点検は実施しており危険箇所等は把握しておりますが、死角となるところも含めて、今後解消するように努めてまいります。

Q 当市は、新たなアイデアや地域づくりが少ないと思う。地方分権が進展する中、周辺地域から立ち遅れてしまうのでは大変危惧している。職員に限らず、まちづくりに参加できるような体制をつくる必要性や認識について伺う。

A 市長公室長 近年の厳しい社会情勢の中、限られた財源や人員で、高度化、多様化する住民ニーズ、さらには新たな行政課題など、すべてに迅速かつ適正に対応していくことは、難しい状況と考えます。市民の皆様には、行政サービスの受け手としてだけではなく、まちづくりの担い手としての思いを持っていただき、行政とともに取り組んでいただきたいとの考えです。

質問事項
1 選挙の投票率向上及び経費削減の改革について
2 職員の街づくりに対する意識について
3 フラワーロードの充実と活用について
4 子どもたちの安全を守る取組みについて
5 環境美化条例改正について



▲シティーナ神立前通学路

川村 成二 議員

Q 教育振興基本計画の見直しを

A 具体的な将来目標を示す形で今後検討します

Q 当市の教育振興基本計画は、具体的な数値目標や実施年度がない。これでは計画とはいえないのではないかと。菅澤教育長の色を出すのも一つの方法だと思うし、他の自治体の計画なども参考にして見直しをしていただきたいが、その考えを伺う。

A 菅澤教育長 第2次計画を策定する段階では、学校適正規模化がどの程度進行するか予想がつかず、甘い点があったと思います。なるべく具体的に、将来の目標を示すことは大事だと考えておりますので、今後検討してまいります。

Q 運動公園等の設備は、経過とともに定期的なメンテナンスが必要となる。利用者からは、設備の充実を求める声もある。運動公園設備の更新や利用者の声を反映した充実策を行う計画があるのか伺う。

A 市長公室長 第2次行政改革大綱では、公共施設の有効利用・運営合理化としての位置づけをしております。体育施設については、今後、施設の利用状況を調査検証し、重複施設の統廃合、施設使用料の改定等も視野に入れながら、市民ニーズに対応していく考えです。

質問事項
1 防災への取り組み状況について
2 防災に係わる人材育成について
3 運動公園の運営と市民が利用しやすい環境づくりについて
4 教育振興基本計画について



▲わかぐり運動公園多目的運動広場

佐藤 文雄 議員

Q 市立さくら保育所の廃止問題について伺う

A 現存する保育所全部を対象に、11月に募集します

Q 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書が議会に提出されている。市長が、来年3月末に同保育所の廃止をすると、保護者の合意を得ずに一方的に発信したことが問題であったと思う。同保育所の設置・管理条例の廃止案を議会が可決しなければ、同保育所は、通常通り進めていくのかを確認する。

A 宮嶋市長 平成26年4月1日には、民営化した保育園ができたことを前提で話しました。もちろん、その時点で現存する保育所を全部対象とし、11月に募集は行います。最終的には、設管条例を廃止したのちに決まることです。

Q 放射能被害を最小限にすることが行政の役目である。その観点から、除染した土壌の保管対策について伺う。

A 総務部長 各小中学校をはじめ、公共施設の除染土壌については、土のう袋に入れてブルーシート等により覆い保管してきました。2年が経過して土のう袋の腐食も見受けられることから、今後は、より耐久性の高いフレキシブルコンテナバックに入れ替えて、各施設内に埋設等により保管する考えです。

質問事項

- 1 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
- 2 さくら保育所の廃園について（総合的な子育て支援について）
- 3 プラチナタウン構想について（介護保険制度上の問題）
- 4 向原土地区画整理組合事業について
- 5 水道事業について（ムダな水開発事業の中止を）



▲市立さくら保育所

中根 光男 議員

Q いじめ対策について教育経験からの考えは

A 教員が子どもの中に入ることを徹底していきたい

Q いじめ対策については、国でいじめ防止対策推進法が成立し強化されました。しかし、子どもの心と本当に向き合って真剣になっただけでかわらない限り、絶対に解決できないと思う。今まで教育者としての経験を積んだ立場から、教育長としての考えを伺う。

A 菅澤教育長 子どもと先生の関係ができたときに、いろいろな悩みを子どもが打ち明けてくれると思います。教員が子どもの中に入ることが、子どもの心を捉える大元になると思います。ですので、学校ではそのことを徹底していきたいと考えております。

Q 気象庁は、短時間豪雨の発生回数が増加傾向にあり、危険度が高くなっていると指摘している。当市の市街化地域でも危険箇所が多く見受けられる。雨の日に総点検を実施し、危険度の高いところから早急に解決していただきたい。今後の取り組みについて伺う。

A 土木部長 市街化区域につきましては、住宅密度が高いことから、台風や大雨等により、慢性的に冠水する場所が多く存在し、市民からのご意見をいただいております。今後の対策として、集水升の設置や改善、側溝内堆積土砂の清掃等、地域特性を考慮した雨水対策に努めてまいります。

質問事項

- 1 小中学校施設の非構造部材の耐震化について
- 2 いじめ対策について
- 3 家庭ごみ収集支援について
- 4 子育ての責任を社会全体で実施する基本条例の制定について
- 5 市街化地域における雨水対策について
- 6 市民の安全・安心を守る防火対策について



▲排水整備工事

山内 庄兵衛 議員

Q お年寄りに対する思いやり、敬老祝金は従来どおり支給すべき

A 老から若へのシフトも必要、敬老祝金廃止に賛同願いたい

Q 敬老祝金は、条例どおり支給しても支出は650万円以内です。行政改革だからとの理由から、品物でいいとの市長の考えですが、お年寄りに対する思いやりの心が少し欠けていると思う。敬老祝金として支給すべきと思うが、市長の考えを伺う。

A 宮嶋市長 厳しい行財政状況の中で社会が持続的に発展していくためには、老から若へシフトする部分も必要と考えます。今回、敬老祝金を廃止するかわりに、祝品の支給を考えております。お年寄りに対する感謝の気持ちに変わりはございません。ぜひ条例の廃止についてもご賛同願います。

Q 志筑小学校は、木を使ったすばらしい校舎だと思う。しかし、火災が起きた場合、合板をたくさん使っていることから有毒ガスの発生が心配される。防火対策について伺う。

A 消防長 学校資材については建築基準法で内装制限がされており、有毒ガスが発生する材料は使用できないことになっております。

A 菅澤教育長 有毒ガスは発生しないとのことですが、学校での火事を想定した避難訓練においては、ハンカチを口に当てて避難することを徹底していきたい考えです。

質問事項

- 1 農政問題について（イノシシ、カラス、ハクビシン対策について）
- 2 教育行政について（学校の防火対策と学校統合に向けた通学路について）
- 3 保健行政について（子宮頸がん及び風しんワクチンについて）
- 4 非核脱原発宣言について
- 5 老人対策について
- 6 市の財政について



▲敬老式典

田谷 文子 議員

Q 統廃合による新設校の位置は千代田中への併設で

A 志筑小案と千代田中案の両案を示し 皆様からの意見を

Q 千代田地区の小学校統廃合による新設校の位置は、志筑小ではなく、特色ある学校として千代田中への併設による小中一貫校にしてはと思います。下稲吉地区からも通学したいとなれば、バランスがとれた学校ができますし、文教地区としてのまちづくりができると思います。教育長の考えを伺います。

A 菅澤教育長 小学校統合委員会において、千代田中案も浮上しております。そのため、統合後の新設校の位置については両案を示し、皆様の意見を聞くことになりました。それらが決定した場合には、教育振興基本計画の中に盛り込み、魅力ある学校をつくっていききたいとの考えです。

Q 県道土浦・笠間線から馬立地区に至る市道⑤51号線ですが、近年、国道6号線から迂回する車の通過量が多くなりました。単に馬立地区の生活用道路だけでなく、一般市民の公衆用道路としての機能がより発揮されていく必要があります。今後の計画について伺います。

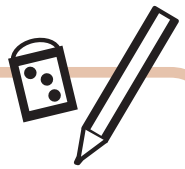
A 土木部長 第1期工事計画区間完了後に馬立地区説明会を開催したところ、集落内を通さないルートにとの要望がありました。その後、何案か検討しましたが、凍結状態となっております。地元や地権者の理解が得られず実施が危ぶまれる状況ですので、地元である田谷議員のご協力についてもお願いいたします。

質問事項

- 1 霞ヶ浦周辺地域の広域連携・活性化の推進（プラチナタウン構想）について
- 2 小・中学校適正規模化に関する実施計画について
- 3 市道51号線（上稲吉地区から馬立地区通過地点）及び市道891号線（上稲吉地区から舟橋まで）の今後の補修計画について



▲市道⑤51号線



- 8月●
- 7日 文教厚生委員会
 - 16日 議会運営委員会
 - 21日 湖北環境衛生組合議会定例会
 - 22日 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会定例会
 - 23日 石岡地方斎場組合議会定例会
- 9月●
- 3日 議会運営委員会、全員協議会
 - 9月10日～9月25日 第3回定例会
 - 10日 議会運営委員会、全員協議会
 - 13日 文教厚生委員会、産業建設委員会
 - 17日 平成25年第3回定例会議案審査特別委員会
 - 19日 一般会計決算審査特別委員会
 - 20日 平成25年第3回定例会議案審査特別委員会
- 10月●
- 3日 特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会
 - 7日 一般会計決算審査特別委員会
 - 8日 議会運営委員会
 - 15日 新治地方広域事務組合定例会
 - 17日～18日 茨城県南市議会議長会行政視察研修
 - 22日 一般会計決算審査特別委員会
 - 24日 議会だより編集特別委員会
 - 25日 文教厚生・総務連合審査会
 - 29日 茨城県市議会議長会定例会
 - 30日 一般会計決算審査特別委員会
 - 文教厚生委員会、全員協議会
- 11月●
- 1日 議会だより編集特別委員会

議会を傍聴して 市の動きを知りましょう！

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第4回定例会は、12月3日（火）から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



編集後記

今年も余す所、一か月近くとなり月日の流れの早さを痛感しています。今年を振り返って見ますと世界各地で大洪水、竜巻、台風と多くの方が被災され自然の猛威に驚かされます。地球温暖化が一つの要因ではないかと考えられます。次世代に、この美しい自然環境を遺す為にも、私達に出来る事を一人一人が真剣に考えることが必要ではないでしょうか。未来の為に…

議会だより編集委員 加固 豊治



紹介議員 とは？

請願の紹介を行うため、請願書の表紙に署名又は記名押印した議員のことをいう。

住民等が、地方議会に請願する場合、議員の紹介によるべきことが法定されている。これは、請願の権威を高めるとともに、その審査の便宜等のためと解せられ、国会への請願についても同様の手続きが必要とされる。

紹介議員は少なくとも請願の趣旨に賛意をもつ者である必要がある。したがって、同時に相反する内容の請願の紹介議員となることはできない。

(地方議会運営辞典より抜粋)

かすみがうら市議会では、原則、正副委員長は、自己の所属する委員会の所管事項に関するものについては、請願の紹介議員とならないこととし、正副議長は、すべてに紹介議員となりませんのでご注意ください。

ご意見をお寄せ下さい